「北陸ガス+でんき」電気料金メニュー定義書および重要事項説明書の変更について

日頃は北陸ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、ガス機器修理保証サービスの開始 *1 に伴い、2025 年 9 月 30 日より、電気料金メニュー定義書および重要事項説明書を変更いたします。

※1 2025 年 9 月 19 日プレスリリース資料参照

https://www.hokurikugas.co.jp/company/pdf/press/2025/20250919supportplan.pdf

- 1. 対象の電気料金メニュー定義書および重要事項説明書
 - ①電気料金メニュー定義書くずっと近くで、北陸ガス+でんき ベーシック>
 - ②電気料金メニュー定義書くずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー>
 - ③重要事項説明書

2. 主な変更内容

・割引メニューを新たに追加

日 コアニエ でかたにと思加			
区分	割引メニュー	割引金額 (税込)	適用条件
追加	もっとセット割	150 円	電気を使用する需要場所において、以下のいずれかの契約を 当社と締結していること。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」
変更なし	「ガス + でんき」 セット割	110円	電気を使用する需要場所において、以下のいずれの契約も当社と締結していないこと。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」

- 3. 電気料金メニュー定義書および重要事項説明書の新旧対照表
 - ・別紙のとおり
- 4. 変更後の電気料金メニュー定義書および重要事項説明書
 - ・電気料金メニュー定義書 くずっと近くで、北陸ガス+でんき ベーシック> (2025 年 9 月 30 日実施)
 - ・電気料金メニュー定義書 くずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー> (2025 年 9 月 30 日実施)
 - ·重要事項説明書(2025年9月30日実施)
- 5. 本件に関するお問い合わせ先

北陸ガスお客さまセンター 0570-025-880【ナビダイヤル k^{*2}】

受付時間: 【月~金曜】8:30~17:10 (祝日、年末年始 [12/30~1/3] は除く)

※2 ナビダイヤルをご利用になれない場合は、025-229-1104までおかけください。

* 当社は、東北電力株式会社(小売電気事業者登録番号 A0268)の取次事業者として、東北電力株式会社が供給する電気を販売しています。

<別紙>電気料金メニュー定義書および重要事項説明書の新旧対照表

①電気料金メニュー定義書くずっと近くで、北陸ガス+でんき ベーシック>

変更前

1.定義

次の言葉は、この定義書において、次の意味で使用いたします。なお、電気需給約款に定義される言葉は、この定義書においても同様の意味で使用いたします。

(1) 「ガス+でんき」セット割

この定義書にもとづく電気料金メニュー(以下、「ベーシックプラン」といいます。)に付帯して適用する割引をいい、詳細はこの定義書の付帯条項【「ガス+でんき」セット割】に定めます。

5.電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金及び電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- (1) 略
- (2)略
- (3)略
- (4) 基本料金と電力量料金の合計に割引等を反映した金額が負となる場合
- (1) 及び(2) によって算定された基本料金と電力量料金(基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、最低月額料金)に加え、「ガス+でんき」セット割と付帯メニューのいずれかもしくは両方が適用される場合で、その全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

付則

1.本約款の実施期日

本約款は、2024年10月1日から実施いたします。

1.定義

次の言葉は、この定義書において、次の意味で使用いたします。なお、電気需給約款に定義される言葉は、この定義書においても同様の意味で使用いたします。

変更後

(1) セット割

この定義書にもとづく電気料金メニュー(以下、「ベーシックプラン」といいます。)に付帯して 適用する割引をいい、詳細はこの定義書の付帯条項【セット割】に定めます。

5.雷気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金及び電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- (1) 略
- (2)略
- (3)略
- (4) 基本料金と電力量料金の合計に割引等を反映した金額が負となる場合
- (1) 及び(2) によって算定された基本料金と電力量料金(基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、最低月額料金)に加え、セット割と付帯メニューのいずれかもしくは両方が適用される場合で、その全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)
- (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

付則

1.本約款の実施期日

本約款は、2025年9月30日から実施いたします。

变更前	変更後
-----	-----

2.この定義書の実施にともなう切り替え措置

この定義書の実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、電気需給約款24(電気料金の計算)及び電気需給約款25(日割計算)に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分は、別表(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)に準じて日割計算をいたします。

付帯条項【「ガス+でんき」セット割】

この定義書の付帯条項【「ガス+でんき」セット割】(以下、「この付帯条項」といいます。)は、ベーシックプランに付帯して適用する割引の取扱いを定めたものです。

3. 適用条件

当社は、電気需給約款 6 (適用条件)及びこの定義書 2 (適用条件)を満たすお客さまから、電気の契約のお申し込みを、当社が承諾した場合にこの付帯条項を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

4. 割引の内容

当社は、5(電気料金)(1)及び(2)によって算定された基本料金と電力量料金の合計から、毎月110円(消費税等相当額を含みます。)を割引きます。なお、5(電気料金)(3)によって電気料金が算定される場合は、最低月額料金から110円(消費税等相当額を含みます。)を、毎月割引きます。

付帯条項【ヤット割】

左記項目を削除

この定義書の付帯条項【セット割】(以下、「この付帯条項」といいます。)は、ベーシックプランに付帯して適用する割引の取扱いを定めたものです。

3. 適用

当社は、電気需給約款 6 (適用条件)及びこの定義書 2 (適用条件)を満たすお客さまから、電気の契約のお申し込みを、当社が承諾した場合にこの付帯条項を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

4. 割引の内容

当社は、この定義書 5 (電気料金) (1) 及び(2) によって算定された基本料金と電力量料金の合計から、下表の金額を毎月割引きます。なお、5 (電気料金) (3) によって電気料金が算定される場合は、最低月額料金から下表の金額を毎月割引きます。

(消費税等相当額を含む)

割引メニュー	適用条件	割引金額
もっとセット割	電気需給約款 6 (適用条件)及びこの定義書 2 (適用条件)を満たすお客さまで、電気を使用する需要場所において、以下のいずれかの契約を当社と締結していること。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」	150円
「ガス+でんき」セット割	電気需給約款 6 (適用条件)及びこの定義書 2 (適用条件)を満たすお客さまで、電気を使用する需要場所において、以下のいずれの契約も当社と締結していないこと。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」	110円

変更前	変更後
5. この付帯条項の適用期間及び割引の適用	5. この付帯条項の適用期間及び割引メニューの適用
この付帯条項の適用期間は、ベーシックプランの契約期間と同じとします。当該適用期間	<u>(1)</u> この付帯条項の適用期間は、ベーシックプランの契約期間と同じとします。当該適用
中において、電気料金の算定期間が、託送約款等に定める検針期間をすべて含む場合に、	期間中において、電気料金の算定期間が、託送約款等に定める検針期間をすべて含
割引を適用いたします。	む場合に、 <u>この付帯条項 4 (割引の内容)の</u> 割引 <u>メニュー</u> を適用いたします。
	(2)もっとセット割は、「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」または「ずっと近くで、ガス機器
	サポートプラス」(以下、あわせて「サポート契約」といいます。)適用開始日以降、最初
	の託送約款等に定める検針日が属する算定期間において計算された電気料金から適
	用いたします。ただし、託送約款等に定める検針期間の終期の前日までにサポート契約
	を解約した場合は、解約日が属する算定期間において計算された電気料金は、もっとセ
	<u>ット割を適用いたしません。</u>
	(3) もっとセット割を適用中のお客さまが、サポート契約を解約した場合は、解約日の翌日
	が属する算定期間において計算された電気料金から「ガス+でんき」セット割を適用する
	<u>ものとします。</u>

②電気料金メニュー定義書くずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー>

変更前

1.定義

次の言葉は、この定義書において、次の意味で使用いたします。なお、電気需給約款に定義される言葉は、この定義書においても同様の意味で使用いたします。

(1) 「ガス+でんき」セット割

この定義書にもとづく電気料金メニュー(以下、「バリュープラン」といいます。)に付帯して 適用する割引をいい、詳細はこの定義書の付帯条項【「ガス+でんき」セット割】に定めます。

5.電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金及び電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー 発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- (1) 略
- (2)略
- (3)略
- (4) 基本料金と電力量料金の合計に割引等を反映した金額が負となる場合
- (1) 及び(2) によって算定された基本料金と電力量料金(基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、最低月額料金)に加え、「ガス+でんき」セット割と付帯メニューのいずれかもしくは両方が適用される場合で、その全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

付則

1.本約款の実施期日

本約款は、2024年10月1日から実施いたします。

2.この定義書の実施にともなう切り替え措置

この定義書の実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、電気需給約款24(電気料金の計算)及び電気需給約款25(日割計算)に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分は、別表(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)に準じて日割計算をいたします。

1.定義

次の言葉は、この定義書において、次の意味で使用いたします。なお、電気需給約款に定義される言葉は、この定義書においても同様の意味で使用いたします。

変更後

(1) ヤット割

この定義書にもとづく電気料金メニュー(以下、「バリュープラン」といいます。)に付帯して適用する割引をいい、詳細はこの定義書の付帯条項【セット割】に定めます。

5.電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金及び電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- (1) 略
- (2)略
- (3)略
- (4) 基本料金と電力量料金の合計に割引等を反映した金額が負となる場合
- (1) 及び(2) によって算定された基本料金と電力量料金(基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、最低月額料金) に加え、セット割と付帯メニューのいずれかもしくは両方が適用される場合で、その全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

付則

1.本約款の実施期日

本約款は、2025年9月30日から実施いたします。

左記項目を削除

変更前

付帯条項【「ガス+でんき」セット割】

この定義書の付帯条項【「ガス+でんき」セット割】(以下、「この付帯条項」といいます。)は、 バリュープランに付帯して適用する割引の取扱いを定めたものです。

3. 適用条件

当社は、電気需給約款 6 (適用条件)及びこの定義書 2 (適用条件)を満たすお客さまから、電気の契約のお申し込みを、当社が承諾した場合にこの付帯条項を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

4. 割引の内容

当社は、5(電気料金)(1)及び(2)によって算定された基本料金と電力量料金の合計から、毎月<u>110円(消費税等相当額を含みます。)を</u>割引きます。なお、5(電気料金)(3)によって電気料金が算定される場合は、最低月額料金から<u>110円(消費税等相当額を含みます。)</u>を、毎月割引きます。

5. この付帯条項の適用期間及び割引の適用

この付帯条項の適用期間は、バリュープランの契約期間と同じとします。当該適用期間中において、電気料金の算定期間が、託送約款等に定める検針期間をすべて含む場合に、割引を適用いたします。

付帯条項【セット割】

この定義書の付帯条項【セット割】(以下、「この付帯条項」といいます。)は、バリュープランに付帯して適用する割引の取扱いを定めたものです。

変更後

3. 適用

当社は、電気需給約款 6 (適用条件)及びこの定義書 2 (適用条件)を満たすお客さまから、電気の契約のお申し込みを、当社が承諾した場合にこの付帯条項を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

4. 割引の内容

当社は、この定義書 5 (電気料金) (1) 及び(2) によって算定された基本料金と電力量料金の合計から、下表の金額を毎月割引きます。なお、5 (電気料金) (3) によって電気料金が算定される場合は、最低月額料金から下表の金額を毎月割引きます。

(消費税等相当額を含む)

割引メニュー	適用条件	割引金額
もっとセット割	電気需給約款 6 (適用条件)及びこの定義書 2 (適用条件)を満たすお客さまで、電気を使用する需要場所において、以下のいずれかの契約を当社と締結していること。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」	150円
「ガス + でんき」セット割	電気需給約款 6 (適用条件)及びこの定義書 2 (適用条件)を満たすお客さまで、電気を使用する需要場所において、以下のいずれの契約も当社と締結していないこと。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」	110円

5. この付帯条項の適用期間及び割引メニューの適用

(1) この付帯条項の適用期間は、バリュープランの契約期間と同じとします。当該適用期間中において、電気料金の算定期間が、託送約款等に定める検針期間をすべて含む場合に、この付帯条項4(割引の内容)の割引メニューを適用いたします。

変更前	変更後
	_(2) もっとセット割は、「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」または「ずっと近くで、ガス機器
	サポートプラス」(以下、あわせて「サポート契約」といいます。)適用開始日以降、最初
	の託送約款等に定める検針日が属する算定期間において計算された電気料金から適
	用いたします。ただし、託送約款等に定める検針期間の終期の前日までにサポート契約
	を解約した場合は、解約日が属する算定期間において計算された電気料金は、もっとセ
	ット割を適用いたしません。
	(3) もっとセット割を適用中のお客さまが、サポート契約を解約した場合は、解約日の翌日
	が属する算定期間において計算された電気料金から「ガス+でんき」セット割を適用する
	<u>ものとします。</u>

③重要事項説明書

7. 電気料金の算定方法

月々の電気料金は、電気料金メニューごとに約款等に定めるとおりといたします。電気料金メニューごとの基本料金及び電力量料金の単価は当社ホームページ (https://www.hokurikugas.co.jp/denki/price.html) にてご確認いただけます。 また、燃料費調整単価・離島ユニバーサルサービス調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価についても、当社ホームページ等でご案内しております。電気料金の算定期間は、託送約款等に定める検針期間といたします。ただし、電気需給契約の開始又は廃止により、使用期間が1か月に満たない場合、日割計算をいたします。

変更前

(1) 略

(2)電力量料金

電気料金メニューごとの単価に使用電力量を乗じて算定いたします。なお、「燃料費調整額※1」及び「離島ユニバーサルサービス調整単価※2」を加算又は差し引いて算定いたします。

(3)略

(4) 当社は、「ずっと近くで、北陸ガス+でんき ベーシック」又は「ずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー」をご契約のお客さまには、原則として「ガス+でんき」セット割として、毎月 110円(消費税等相当額を含みます。)を割引きます。なお、適用に関する詳細は、電気料金メニュー定義書の付帯条項【「ガス+でんき」セット割】をご確認ください。

23. お問い合わせ先

名 称	北陸ガス株式会社
本社住所	新潟市中央区東大通1丁目2番23号
	北陸ガス お客さまセンター (0570-025-880)
	※ナビダイヤルをご利用になれない場合(一部の IP 電話・海外からのご利
	用など)は、
ご連絡先	025-229-1104 へおかけください。
	【受付時間】
	平日8:30~17:10
	(土曜、祝日、年末年始 [12/30~1/3] を除きます)

7. 電気料金の算定方法

月々の電気料金は、電気料金メニューごとに約款等に定めるとおりといたします。電気料金メニューごとの基本料金及び電力量料金の単価 (別表 2 に記載) は当社ホームページ (https://www.hokurikugas.co.jp/denki/price.html) にてご確認いただけます。また、燃料費調整単価・離島ユニバーサルサービス調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価についても、当社ホームページ等でご案内しております。電気料金の算定期間は、託送約款等に定める検針期間といたします。ただし、電気需給契約の開始又は廃止により、使用期間が1か月に満たない場合、日割計算をいたします。

変更後

(1) 略

(2)電力量料金

電気料金メニューごとの単価に使用電力量を乗じて算定いたします。なお、「燃料費調整額※1」及び「離島ユニバーサルサービス調整単価※2」を加算又は差し引いて算定いたします。(詳細については、別表1に記載)

(3)略

(4) 当社は、「ずっと近くで、北陸ガス+でんき ベーシック」又は「ずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー」をご契約のお客さまには、<mark>適用される割引メニューに応じて、</mark>原則として、<mark>別表 3の割引メニューに記載の金額を</mark>毎月割引きます。なお、適用に関する詳細は、電気料金メニュー定義書の付帯条項【セット割】をご確認ください。

23. お問い合わせ先

名 称	北陸ガス株式会社
本社住所	新潟市中央区東大通1丁目2番23号
	北陸ガス お客さまセンター (0570-025-880)
	※ナビダイヤルをご利用になれない場合(一部の IP 電話・海外からのご利
	用など)は、
ご連絡先	025-229-1104 へおかけください。
	【受付時間】
	平日8:30~17:10
	(土曜、 <mark>日曜、</mark> 祝日、年末年始 [12/30~1/3] を除きます)

変更前

■電気料金の算定方法

略

■ 燃料費調整額の算定方法

昭

■電気料金単価表

ずっと近くで、北陸ガス+でんき ベーシック

区分	単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)_	
略			

■電気料金単価表

ずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー

VΔ	単位	料金単価	
达 尔	半位	(消費税等相当額を含む)	
略			

■各電気料金メニューに付帯して適用する割引料金単価表

「ガス+でんき」セット割

THE STATE OF THE S	
₩ (+	料金単価
単位 	(消費税等相当額を含む)_
1 契約	110円

【別表 1】

■電気料金の算定方法

略

■ 燃料費調整額の算定方法

略

【別表 2】

■電気料金単価表

ずっと近くで、北陸ガス+でんき ベーシック

(消費税等相当額を含む)

区分	単位	料金単価	

変更後

■電気料金単価表

ずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー

(消費税等相当額を含む)

区分	単位	料金単価		
 略				

左記項目を削除

変更前	変更後		
	【別表 3】		
	■割引メニュー		
		(消費税等	相当額を含む)
	割引メニュー	適用条件	割引金額
	もっとセット割	電気を使用する需要場所において、以下のいずれかの契約を当社と締結していること。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」	150円
	「ガス+でんき」セット割	電気を使用する需要場所において、以下のいずれの契約も当社と締結していないこと。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」	110円